

公共工事における前金払対象工事範囲の拡大及び 中間前金払制度の導入について

木津川市指導検査課

建設業者が直面している極めて厳しい状況を踏まえ、本市が発注する工事において、受注者の資金調達の円滑化を図り工事の品質確保に資するため、平成24年度以降の入札公告に基づき契約を行うものから、前金払対象工事範囲の拡大及び中間前金払制度の導入を開始しました。

1. 前金払対象工事範囲の拡大について

前金払の対象については、これまで予定価格500万円以上の建設工事としていましたが、予定価格130万円を超える建設工事にも拡大しています。ただし、単価契約による小修繕工事は除きます。

2. 中間前金払制度の導入について

中間前金払制度は前払金（請負代金額の4割）を既に受けた建設工事を対象として、以下の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件に、さらに最大で2割を追加して前払金が受けられる制度です。

① 中間前金払を請求するためには、以下の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 前払金を既に受けていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

② 中間前金払と部分払は選択性となります。

中間前金払の請求を行った場合、原則として、さらに部分払を請求することはできません。又、部分払の請求を行った場合、さらに中間前金払を請求することはできません。

- ③ 中間前金払に係る手続きは以下のとおりです。
- (1) 中間前金払を請求しようとする場合は、発注者へ認定請求書（要領別記様式第1号）を提出して下さい。
認定請求書には、工事履行報告書（様式10）及び工程表の添付が必要です。
 - (2) 審査の結果、要件が認められれば、中間前金払認定調書（要領別記様式第2号）が交付されますので、当該調書を添えて保証事業会社へ中間前金払保証の申込を行い、保証証書の発行を受けて下さい。
 - (3) 上記保証事業会社の保証証書を添えて、発注者へ中間前金払申請書（規則別記様式第10号）及び支払計算書を提出して下さい。

※注釈 要領：木津川市公共工事に係る前金払等取扱要領
規則：木津川市会計事務規則

④ その他

中間前金払等に係る手続き等の詳細につきましては、別添ファイル「木津川市公共工事に係る前金払等取扱要領」及び「木津川市中間前金払フロー」等をご覧下さい。